

（仮称）千葉県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止・被害者支援基本計画
【令和9年～13年】策定イメージ

1 計画策定の趣旨

○平成18年3月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」）に基づき、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、DV防止及び被害者支援等の施策を推進してきた。
 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）へ移行する法整備が行われ、令和6年4月から施行された。令和6年3月、本県では「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を推進してきた。
 ○両計画は、計画期間の終期が令和8年度までとなっており、改定が必要であるが、両計画に基づく施策は関連が深いことから、両計画を一体的に策定することとする。

（1）近年の困難な問題を抱える女性及びDVの状況

〔相談状況等〕

- ・昨今の生活様式の変化等により、女性の抱える問題はDVだけでなく生活困窮、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化していることが顕在化した。
- ・千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画に基づき開始した女性支援事業では、令和6年8月から令和8年3月までに約2,000件のLINE相談を受けており、全相談内容の約30%がDV相談となっている。また、DV相談に家族問題に関する相談を合わせると約70%となり、家庭関係の不和についての相談の割合が高い。
- ・県内の配偶者暴力相談支援センターでは、年間約17,000件の相談を受けており、そのうちDV相談が3割を占め、DV相談は県全体（市町村における相談を含む）においても、15,000件前後を推移している。DV相談内容では、心理的な暴力が半数近くとなっている。
- ・女性サポートセンターにおける一時保護入所者の件数は、増加傾向にあり、入所者の約75%はDV被害者である。また、入所者の約半数が同伴児を伴い入所となっている。
- ・男性DV被害者からの相談も、県全体では約300件程あるが、相談窓口や繋ぎ先が限られている。

〔困難な問題を抱える女性への支援〕

- ・困難な問題を抱える女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等から、自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいる。
- ・そのような女性に支援を届けるため、行政と民間支援団体等が連携して支援のための施策を推進することが必要。

〔DV被害者支援〕

- ・DV被害者等への相談支援については、相談者の状況により求められる支援は様々であることから、個々の状況に応じた柔軟な支援体制整備が求められる。

〔広報啓発〕

- ・困難な問題を抱える女性への支援やDV相談窓口の認知度は、特に若年層において低く、今後も若年層に向けた広報啓発を行うとともに、保護者や学校の先生など若年層に身近な人に対する情報提供や相談窓口等の周知も重要である。また、県で実施する女性支援事業については、令和6年度より開始したところであり、今後更なる周知が求められる。

（2）千葉県の目指す姿

困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現。

DVを根絶し、誰もが自分らしく安全で安心して生活できる社会の実現。

（3）基本的な考え方

現行の両計画の内容を引き継ぎつつ、困難な問題を抱える女性及びDVを取り巻く現状と課題を踏まえ、①安全で安心できる相談・一時保護体制の充実、②困難な問題を抱える女性及びDV被害者及びの自立に向けた支援、③こどもの安全確保と支援、④女性の人権が尊重され、DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進、⑤被害者支援のための体制強化5つの方向性を重点として策定に取り組む。

2 計画の概要

（1）位置付け

- ・困難女性支援法第8条第1項及びDV防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画
- ・「第6次千葉県男女共同参画計画」、「千葉県こどもを虐待から守る基本計画」との整合性を図る。

（2）計画期間

令和9年度から令和13年度（5年間）

※困難女性支援法及びDV防止法改正・国の基本方針見直し等の際は、必要に応じて見直す。

（3）構成

- ・目指すべき方向
- ・基本目標
- ・具体的な取組 数値目標の検討
- ・進行管理について 等

※困難な問題を抱える女性支援調整会議（困難女性支援法に基づく支援調整会議であり、DV防止法に基づく協議会を兼ねる）にて、毎年度事業実施結果を報告 等

【千葉県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止・被害者支援基本計画の方向性】

①
安全で安心できる
相談・一時保護体
制の充実②
困難な問題を抱える
女性及びDV被害者
の自立に向けた支援③
こどもの安全確保
と支援④
女性の意思が尊重さ
れ、DVを許さない
社会に向けた啓発・
教育の推進⑤
困難な問題を抱え
る女性やDV被害
者支援のための体
制強化困難な問題を抱える女性一人ひとりの人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現
DVを根絶し、誰もが自分らしく安全で安心して生活できる社会の実現

3 計画の体系案

資料4（別紙）参照

4 数値目標案

	取組	現計画の目標	結果	次期新計画の目標
1	困難な問題を抱える女性支援 基本計画策定市町村数	増加を目指す	1市→14市町	28市町村
2	困難な問題を抱える女性への支援のための 相談窓口設置市町村数	増加を目指す	29市町→38市町	47市町村
3	支援調整会議設置市町村数 （DV対策協議会等と組織的に一体化しているものを含む）	増加を目指す	1市→7市町村	9市町村
4	協働する民間支援団体数	増加を目指す	3団体→5団体	7団体
5	若者のためのDV予防セミナーの開催回数	5年間で300回	224回→307回見込み（R4～R8）	5年間で300回（年60回）
6	困難な問題を抱える女性支援やDVに関する相談窓口の認知 「知らない」回答を10%へ	インターネットアンケート調査 大学生意識等調査	23%→23.2% 53%→54.1%	「知らない」回答を10%へ
7	配偶者からの暴力の相談経験 「相談した」の割合を50%へ	男女共同参画社会の実現 に向けての県民意識調査	全体25%→19.8% 女性33%→22.7% 男性11%→13.7%	「相談した」の割合を50%へ
8	DV（やデートDV）にあたる行為についての認識 全ての項目において100%を目指す	インターネットアンケート調査 大学生意識等調査	8割以下の項目が見られた 7割以下の項目が見られた	全ての項目において 100%を目指す

5 その他新規・拡充事業案

- 支援に繋がる相談窓口の整備（SNS相談、立ち寄りやすい居場所の提供など）【拡充】
- 多様なニーズに対応した女性への自立支援【新規】
- 多様性を目指した相談窓口拡充に向けての支援者（相談対応者）の資質向上【拡充】
- インターネットを活用した広報啓発及び相談体制の整備【拡充】
- 被害者支援における加害者対策について、具体的な取組を検討する【拡充】
- ICTの活用により、相談支援の迅速化と職員の業務負担の軽減を図る【新規】

3 計画の体系案

